

財務省告示第四百八十七号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十五年六月四日に買入消却した国債の
 名称等を別表のとおり告示する。

平成十五年六月十八日

財務大臣 塩川 正十郎

（別表）

合 計	国債の名称										記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格		
	利付国庫債券 （二十年）	利付国庫債券 （十年）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					
	第七回	第二百五回	第二百三回	第九回	第九回	第八回	第八回	第七回	第七回	第七回	第七回	第八回	第九回	第九回	第十回
五百三億円	八十六億円	四十億円	百五十八億円	二十億円	二十四億円	二十五億円	五十五億円	十六億円	二十五億円	八十六億円	四十億円	百五十八億円	二十億円	二十四億円	二十五億円
	百二十四円九十六銭	百八円五銭一厘	百八円二十二銭一厘	百二十七円六十一銭	百二十七円六十一銭	百二十七円六十一銭	百二十七円九銭六厘	百二十四円九十八銭	百二十四円九十七銭	百二十四円九十六銭	百八円五銭一厘	百八円二十二銭一厘	百二十七円六十一銭	百二十七円六十二銭	百二十七円二銭一厘